

令和2年第8回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案（議案第3号、報告第3号）を除く

令和2年第8回教育委員会会議

1 日 時 令和2年4月28日(水) 13時30分～14時55分

2 場 所 S T V北2条ビル6階 A・B会議室

3 出席者

教育長	長谷川	雅 英
委員	阿 部	夕 子
委員	佐 藤	淳
委員	石 井	知 子
委員	道 尻	豊
委員	中 野	倫 仁
教育次長	檜 田	英 樹
生涯学習部長	小田原	史 佳
学校施設担当部長	松 原	和 幸
学校教育部長	相 沢	克 明
教育推進課長	佐々木	薫
教育課程担当課長	佐 藤	圭 一
児童生徒担当部長	長谷川	正 人
教職員担当部長	紺 野	宏 子
教職員担当課長	立 野	靖
総務課長	井 上	達 雄
庶務係長	松 平	健 次
書 記	寺 川	嘉 一

4 傍聴者 6名

5 議 題

報告第1号 新型コロナウイルス感染症への教育委員会の対応について

報告第2号 議会の議案についての市長への意見の申出に係る臨時代理について

報告第3号 議会の議案についての市長への意見の申出に係る臨時代理について

議案第1号 札幌市立学校の児童、生徒等の災害共済給付に係る共済掛金に関する規則の一部を改正する規則案

議案第 2 号 札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則案

議案第 3 号 札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例案に係る意見について

【開 会】

○長谷川教育長 これより、令和2年第8回教育委員会会議を開会いたします。

感染症対策のため、委員会会議室よりも広い会議室への変更や、マスクの着用、加湿器の利用、会議時間の短縮などに取り組んでおります。ご協力をお願いします。

本日の会議録の署名は、阿部夕子委員と中野倫仁委員にお願いいたします。

本日の議案第3号、報告第3号は議会の議案についての市長への意見の申出に関する事項でございます。

教育委員会会議規則第14条第4号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案第3号、報告第3号は公開しないことといたします。

【議 事】

◎報告第1号 新型コロナウイルス感染症への教育委員会の対応について

○長谷川教育長 それでは、議事に入ります。

報告第1号新型コロナウイルス感染症への教育委員会の対応についてです。撮影については冒頭の事務局説明が終了するまでで、お願いいたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○学校施設担当部長 私から報告第1号「新型コロナウイルス感染症への教育委員会の対応について」のうち、学校、幼稚園及び教育委員会所管施設における臨時休業・休館等の状況についてご説明いたします。

まず、小学校の臨時休業についてご説明いたします。別紙1をご覧ください。札幌市立新琴似緑小学校におきまして、給食調理員が新型コロナウイルスに感染していたことが4月11日に判明いたしました。教職員が新型コロナウイルスに感染した場合の取扱いにつきましては、2月27日の教育委員会会議にてご報告したとおりでございます。同校におきましても、この取扱いに従い「3 札幌市立新琴似緑小学校での対応」に記載のありますとおり、4月13日から4月22日まで臨時休業としたところ です。

続きまして、一斉休校についてご説明いたします。別紙2をご覧ください。3月24日の教育委員会会議にてご説明いたしましたとおり、本市では2月末から実施しておりました小中学校、高等学校と特別支援学校における臨時休業につ

いて、市内で集団感染が疑われる事案が発生したことを受け、春休みの前日まで休業期間を延長したところでございます。

その後、感染拡大が一定程度に収まりを見せたことから、感染防止対策を講じた上で、4月から教育活動を再開しておりましたが、本市において再び感染拡大の兆しが見られたため、4月12日に北海道と札幌市とで協議が行われ「北海道・札幌市緊急共同宣言」が発出されるに至りました。翌4月13日の「第3回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」での秋元市長からの要請を受け、「2臨時休業する期間」に記載のとおり、4月14日から5月6日まで市立学校を臨時休業することといたしました。

なお、新琴似緑小学校におきましては、4月22日までの臨時休業期間を5月6日まで延長しております。

次に、「市立幼稚園の臨時休業について」ご説明いたします。別紙5をご覧ください。幼稚園においては、家に一人であることができない年齢の子どもが利用するものであることや、保護者の就労等により保育の必要性がある子どもの受け皿になっているなどの状況を踏まえ、これまで臨時休業を実施しておりませんでした。

このような中、4月16日に政府は、緊急事態宣言の対象地域を全都道府県に拡大するとともに、北海道を「特定警戒都道府県」に指定したところであり、今後、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、一層の取組が必要となりますことから、市内全ての幼稚園においても、新たに4月22日から5月6日まで臨時休業を実施することとしたところです。

最後に、学校、幼稚園以外の教育委員会所管施設についてご説明いたします。別紙3をご覧ください。市内に46ございます図書館の他、青少年科学館、北方自然教育園などの社会教育施設につきましましては、3月31日まで休館することとしておりました。

これらの施設につきましても、4月以降、段階的に開館してきたところでございますが、「北海道・札幌市緊急共同宣言」におきまして、市有施設を4月14日から5月6日まで休館することとなりましたことから、そのようにしたところでございます。

児童生徒、保護者の方々、市民の皆さんにはこれまでもご迷惑をおかけしており、引き続き、休業・休館で、より一層のご負担をお願いすることになります。また、新たに幼稚園の臨時休業を実施いたしましたことから、園児、その保護者の方々にもご負担をおかけすることとなりますが、北海道における感染の流行に鑑み、これを早期に終息させるために必要な措置であると判断し、全ての幼稚園、学校の臨時休業及び図書館、社会教育施設の閉館を再び行っておりますので、ご報告いたします。

○**学校教育部長** 私からは、一斉臨時休業期間における学習及び生活のサポート並びに学校職員の在宅勤務について御報告申し上げます。

まず、学習支援についてご報告いたします。別紙「臨時休業の実施に伴う学習等の対応」に沿ってご説明いたします。

「2 学習について」をご覧ください。小中学校においては、児童生徒が、家庭においても自ら学習に取り組むことができるよう、教育委員会から定期的に学校に提供する学習課題を提供しております。この学習課題は、教育委員会の指導主事と現場の教員が共同して作成しているものであり、各学年の教科書を踏まえた内容となっております。

児童生徒向けの課題に加え、保護者の関わり方についてもお示ししております。これらの学習課題は、全ての児童生徒に提供することができるよう、札幌市公式ホームページ及び各学校のホームページに掲載するとともに、インターネット環境のない家庭については、学校から郵送するなどしております。

また、外国語活動や体育につきましては、動画の配信も行っております。各学校においては、教育委員会から提供した課題に、独自の課題を加えるなど、実情に応じた取組がなされているところでございます。

なお、臨時休業中に取り組んだ学習課題につきましては、学校再開後に、授業の中で計画的に取り扱うこととしております。

続きまして、ページ下段「3 生活について」をご覧ください。生活面でのサポート及び心のケアについてでございますが、各学校においては、お便りや学校ホームページなどを通して、運動、食事、睡眠リズムを整えることの大切さについて保護者に伝えるほか、1 ページ後に添付しております「生活リズム表」の活用を促すなど、家庭における望ましい生活習慣づくりのサポートに取り組んでおります。

次に、「4 心のケア」につきましては、札幌市のスクールカウンセラースーパーバイザーが作成したメンタルヘルスに関するコラムを活用したり、教職員からの励ましのメッセージ等を学校ホームページを通じて発信したりするなど、各学校が工夫しながら、児童生徒の不安を和らげ、落ち着いた生活を送ることができるような取組を進めているところでございます。

続いて、「別紙6」の1 ページ目下段、「1 児童生徒の学習状況及び幼児児童生徒の心身の状況の把握について」をご覧ください。臨時休業期間においては、家庭で長い時間を過ごしている、全ての幼児児童生徒の学習や生活の状況を確認し、アドバイスや励ましなどの関わりを持つ必要があると考え、登校日の設定について検討していたところでありますが、直近の感染状況を踏まえ、本臨時休業期間中は登校日を設定しないこととしました。しかしながら、今回の臨時休業が始まってから2週間程度が経っていることから、昨日27日から今週の金曜

日までを、児童生徒の状況確認期間として設定し、教員からの電話等による状況把握を実施しているところでございます。

また、特に心配のある児童生徒がいる場合は、必要に応じて家庭訪問を行うなど、より丁寧な状況把握に努めることとしております。

最後に、学校職員の在宅勤務についてご説明いたします。「別紙4」をご覧ください。新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて、職員の接触機会低減を目的に、在宅勤務を4月20日から開始したところでございます。期間は、臨時休校期間終了日である5月6日までとしており、各学校には、国が示している「8割程度の接触減」を目指すよう依頼しているところでございます。

札幌市において、新型コロナウイルス感染症の終息の兆しが見えない中ではございますが、引き続き感染拡大防止の取組を徹底するとともに、家庭で過ごす幼児、児童、生徒の支援に努めてまいります。

○長谷川教育長 撮影については、ここまでとさせていただきます。

ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

○石井委員 2点質問と3点ほど意見を述べさせていただきたいと思います。

1点目の質問は、臨時休業が5月6日までということですが、それ以降の延長を検討されているのか、教育委員会の考えを聞かせていただきたいと思います。

また、現在休校中で教育委員会では学習課題を提供するなど、家庭における支援を行っており、コンテンツも充実してきていると思うのですが、学習支援やICTを活用したオンライン授業などは検討されているかお聞かせください。

○長谷川教育長 休校の延長についてですが、一旦5月6日までということですが、現状では5月7日からの再開は厳しいと思っておりますし、再開はないものと考えています。

ただ、期間の延長をどこまでにするかということについては道教委と調整を進めながら検討を進めてまいりますので、なるべく早急に、その結果については皆さまにご報告をしたいと思います。

○学校教育部長 2点目の学習サポートの件ですが、現在進めております学習課題のサポートを引き続き行うということは第1点なのですが、さらにいわゆるドリル的な学習資料も今後教育委員会の方でホームページにアップをして、各学校がそれを活用して、子どもたちにさらなる学習課題を出せるように支援をしていきたいと考えています。

さらに、現在、ダンス、外国語などの動画も公開しておりますが、音楽や算数

に一ごの授業動画などを掲載できないかということで可能性を模索しているところでございます。

オンライン授業については、例えばYOUTUBEを活用して、配信できる場所は、特に高校などはそのようなニーズもあるので、既に準備を整えているところですが、さまざまな状況を整備しながら、できる限り各学校で工夫できるように支援をしていきたいと考えています。

○石井委員 ありがとうございます。休校措置に関しては、個人的な意見としては、延長するべきと考えています。北海道は特定警戒地域の指定を受けておりますし、札幌市においては感染者数が増えている状況で、10代の感染者も明らかになっているなかで、市内の子どもたちを取り巻く環境は改善しているとは言えないので、休校の延長は必要なのではないかと思っています。

次に、学習の機会の確保についてお答えいただきましたが、休校当初よりもコンテンツは充実してきていて、家庭での学習サポートもしやすくなってきていると思います。これからさらに授業の動画も増やしていただけるということで、一保護者として期待していきたいと思います。

意見として、3点述べさせていただきたいのですが、まず一つ目はオンライン授業に関する学習機会の確保ということと、学校の福祉的機能の維持ということと、休校措置が終わった後のサポートについて述べさせていただきたいと思います。

学習機会の確保については、これから動画も配信されるということで期待していきたいと思うのですが、4月21日付の文科省からの通知を読みますと、緊急時であるという認識のもと、平常時におけるルールにとらわれることなく、セキュリティに留意しながらも、家庭のパソコンやタブレット、スマートフォンなど活用して、ICTの積極的な活用に向けてあらゆる工夫をすることという通知が出ていました。ICTの活用となると反対意見として、ICT環境がない家庭は教育機会が確保されないのではないかという面もあって、公教育としてなかなか動きがとりにくい実情もあると思いますが、現在家庭でパソコン、スマートフォンがあるのはほぼ当たり前という時代になっているので、うまく活用すれば学習機会だけではなく、生活面でつながることもできるのではないかと期待しています。一部ICT環境のない家庭については、個別的なフォローアップ、郵便物や電話でも良いですし、学校に登校してもらおうなど、つながりの面で差が生じないようにしてほしいと思います。

私の周りの保護者からも、休校期間中で、家庭によってかなり学習に差がつくということを心配されている家庭が結構あるのですが、多くの家庭が恐らく学校とつながれない不安というものを持っているのではないかと思います。学校とつ

ながれないことによって、学習に対する不満も出てきている実情があるように感じておりまして、札幌市教育委員会では電話等で各家庭とつながることということで、電話をして子どもとも連絡を取っていると思います。うちにも小学生の子どもがいるので電話がかかってきました。学校とつながれたことでほっとしましたし、子どもすごく喜んでいました。電話や授業動画だけではなく、何かしら対面で、文科省の通知では、オンライン会議なども例に出ていましたが、教師と児童が顔を見てつながれる機会など、子ども同士でオンライン上に設けていただければと期待しております。

次に学校の福祉的要素の維持について、教職員でしたり、スクールソーシャルワーカーが家庭の事情に寄り添って支援を行うなど、学校は福祉的な機能もあると思っています。例えば、家庭で食事がままならない子どもにとっては、給食が命をつないでいるというケースもあるかもしれませんし、事情を抱えた子どもたちにとっては学校がよりどころになっているという現状もあると思います。現に札幌市では休校期間に入って、児童相談所への相談が1.5倍に増えているという報道も拝見しました。全国的な自治体の取組を見てみると、神奈川県藤沢市では期間中に学校を子どもの居場所として、3密を十分防ぎながら受け入れることをしていたり、軽食を提供していたり、兵庫県の尼崎市では、生活に困窮している子どもたちに昼食券を配るなど、施策を実施していると拝見しています。

札幌市の教育委員会においても、各学校から電話等で学習だけでなく、生活状況を把握するよう努めているということは承知しているのですが、例えば、希望者には一部学校を開放したり、昼食を無償提供したいという民間企業の方がいたら、給食を提供する場として学校を一部開放するなど、諸事情を抱えた方々に、必要な支援を与える場として学校を利用してほしいと思います。

私も小学生を育てている保護者として学校休校中に放課後児童クラブが3密状態ですごく問題視されていて、私も子どもを児童クラブに連れて行くと、学校にいるよりも危険な状態だなと感じることがあります。学校を開放するということは、児童クラブの3密緩和の効果も見込まれるので、ぜひ前向きに検討していただけたらと思います。

3点目の休校解除後のサポートについてですが、休校が延長するのかまだ分からない状況ですが、学校が再開した後も登校することに不安がある場合は、欠席扱いにしないでいただきたいという思いがあります。新型コロナウイルスの特効薬やワクチンができるまでや、感染が終息するまでは、不安を抱えた家庭は欠席扱いにしないように検討していただきたいと思っています。ワクチンができていなくて、感染が終息していない状況ですと、基礎疾患がある子どもや、事情がある家庭だったり、高齢者と同居している家庭は、登校するという判断はしかね

と思います。具体的な疾患がなくても、他人に感染させないということの重要性が叫ばれている中で、登校に抵抗があるという家庭もすごく多いと思うので、事情を考慮して、登校できなくても学習が受けられる体制を継続していただいて、欠席日数に含まない取扱いをして、登校できない子どもたちに不利益にならない措置を継続して行ってほしいと思います。

最後に、教育委員会として方針を示したり、措置を講じると思うのですが、そういった場合は各家庭に目的だったり、理由というものを丁寧に説明していただきたいと思います。今は緊急事態であるという認識のもと、全児童一律に同じように当てはめるのではなくて、諸事情に応じた柔軟な対応を心がけていただきたいと思います。そうすることで、教育委員会の方針に対して安心感が得られて、学校と関わりを持つことができ、登校できるようになると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

○長谷川教育長 いただいたご意見はいずれも貴重なご意見だと思っていますし、我々もすぐに取り組まなければならないと思っています。また皆さまとご相談させていただきながら、検討、対応等を進めていきたいと思っています。ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

○阿部委員 私も違う角度でお話をさせていただきたいと思います。休業の期間の延長について現在検討されているということで、保護者の方にお電話等でコンタクトをとっているということだったのですが、教育委員会としてはお子さんに向けての心のケアですとか、休校中の過ごし方を指導されていると思うのですが、お子さんだけではなく、教育委員会の範疇を越えているかもしれませんが、ご家族で外に出歩くときに、マスクをせずに出歩いている姿も時々拝見しますので、保護者の方への啓発活動もぜひとも担っていただきたいと思います。

実際に小学生のご家庭で私に寄せられた声を共有させていただきたいのですが、家庭学習の仕方として、働いているお母さんの声が強いのですが、仕事をしながら宿題を見てあげるといったことがとても負担が大きいという声が寄せられています。致し方ない実情もあるのだとは思いますが、軽減できるような対応をしていただきたいと思います。

もう一点、学校が再開されたときに、家庭学習への不安感を持っているご家庭が多く、再開したときにその時点で学習の格差が生まれてしまうのではないかと、自分の子どもが学校の勉強についていけないのではないかと不安の声が寄せられておまして、保護者の方のお気持ちに寄り添っていただきながら、学校の先生からもそういったことは決してないということを保護者へお話をしてい

ただけると、学校が仮に延長になったとしてもその期間中、親子で乗り切っているのかなと思いますので、そのような対応をしていただけると非常にありがたいと思います。

○**長谷川教育長** ありがとうございます。サポートシステムの工夫とか、これからの課題があればお願いします。

○**学校教育部長** 学習課題について、今後はやはり保護者へお話をとということだけではなくて、それが難しい場合は、書いてみましょうとか、自分で話してみましょうというところを、課題を出すときに工夫をしながら、意図としては保護者がべったりそこについていなければならないということではなくて、一緒にこの機会にということですので、これが保護者の方々の負担になってしまうと、それが逆に子どもたちにプレッシャーになってしまい、本末転倒になります。その辺のところ、書きぶりを工夫しながら、学校を通したり、教育委員会からもメッセージを発していけたらと思っています。

学校再開時の学習格差の心配というところですが、そもそも学習課題自体が予習のかたちをとっているということで、必ずやったところを授業で扱いますというところをしっかりとこちらから発信しながら、そして、やっていることを全てできなければならないということではなくて、取り組んでみるのが大事で、分からなかったところを分かっておくとか、そういったところを大事にしていきたいと思います。

保護者の方が関わる時に、分からなかったことが分かったということが良いことだよね、それはまた授業の時にね、と活用していく。子どもたち自身が、一定程度分からなかったことを分かっておくことが、事前に学ぶことにこういった意味があるんだと、予習をすることの意味も分かっておくということ、保護者の方の不安にお答えできるように発信していきたいと思います。

○**教育課程担当課長** ご家庭で負担をおかけしていることに心苦しく思っています。家庭で学習をするという取組を誰も経験したことのないやり方でやっておりますので、始めた時に想定以上にご家庭に負担をおかけするかたちになっていたということが分かってきましたので、回を重ねる毎に、子どもたちが自分で読んで、取り組めるようにしようということで方針を定めて改定をしています。

動画のお話がありましたが、動画を流すことで子どもたちのサポートとなるような動画にならなければならないということと、文字情報だけではなくて、教科書を見るだけではなくて、映像を加えて見ることで、学習が進むように、支えとなるような動画がきっとあると思いますので、各教科、全部の教科は難しいかも

しませんが、例えば理科の観察はできないですけれども、絵を拡大して映し、それを教師が解説するような動画ですとか、そういった工夫にはチャレンジしていきたいと思っています。

遅いのではないかというご指摘も世の中にはありますが、期待だと捉えて、頑張っ取り組みたいと知恵を絞っておりますので、ご意見がありましたらお伝えいただければありがたいと思います。

○石井委員 授業動画について期待を込めた意見ということで、述べさせていただきたいのですが、休校措置が続いているということで、学習塾が動画を配信していると思うのですが、学校の先生たちの良さというのは、一方的な授業動画とは違って、子どもたちが学習に取り組む意欲を高めることができる、そこが良さだと思うので、民間の学習塾とは差別化するような、子どもたちの意欲を高めるような動画を短くても良いのでお願いしたいと思います。

○長谷川教育長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

○道尻委員 学習のことについて少し感じていることですが、別紙2のご説明を頂いたところでいきますと、出されている学習課題について、臨時休業終了後に回収をして、授業の中で取り扱うという予定にされておりますが、臨時休業がこのまま長期化する恐れがあるという中で、なるべくであればどこかで回収をして、それに対して教職員の方からのコメントを返すというようなやりとりができると、お子さんたちも安心し、学習課題を続けていく励みになるのではないかと思います。学校現場の方では厳しい面もあるのだろうと想像いたしますが、できる限りの工夫があれば、少しはお子さんたちの気持ちのケアにつながるのではないかと思いますので、ご検討いただければと思います。

もう一点なのですが、生活リズム表というものが資料の中にもありまして、これを、生活リズムを整えるためのツールとして活用するよということになっています。これは自分で使うだけなのか、回収して、こういう生活をしているということを学校に報告する、知らせる役目まで持っているのか、現状の扱いを教えてくださいたいと思います。

○教育課程担当課長 生活リズム表については、学校の方で集めるということとは想定しておりません。ぜひこの機会に、生活リズムを整える必要があると思いますので、こういうものを使いながら、ご家庭で約束づくりなどをしていただきたいと思いますということで、お願いということになります。

○道尻委員 先ほどの学習課題について、家庭での過ごし方、学習の状況について、学校側に伝える方法になっているわけなのですが、学習課題を自分でどんどん予習のような勉強ができる方は良いのですが、必ずしもそうではない、いろんなお子さんがいるということの中で、自分はこういう生活をして勉強時間も頑張っているのだとか、こんな有意義な過ごし方をしたのだということを学校に伝えるような機会があると、時間を有意義に使おうとか、勉強を頑張ろうとか、励みになる面もあると思いますので、生活リズム表の使い方についても、臨時休業の長期化ということもあるとすれば、それも踏まえた上で、考えたらどうかなと思います。これは意見です。

○教育課程担当課長 ご意見ありがとうございます。学校と保護者のつながりを大事にするという石井委員の意見を踏まえながら、学校からのメッセージだけではなくて、子どもたちの状況をフィードバックしてくるようなつながりができないか、今のご意見を参考にしながら検討してまいりたいと思います。

○長谷川教育長 よろしいですか。他にはいかがでしょうか。

○佐藤委員 まずは、この大変な状況の中で奮闘されておられる現場の学校の先生方に感謝を申し上げたいと思います。教育委員会の職員の皆さまにも敬意を表したいと思います。そして何より、家でじっとして頑張っている札幌市の子どもたちも褒めてあげたい、いつも通りの生活をして、もうしばらく我慢してねと言いたい気持ちです。

これまでとも重複するのですが、2点ほどお伝えしたいのですが、まず、1点目は、授業が十分にできない期間が2か月間にわたっているわけですが、子どもたちの学習状況の実態について体感されているところで結構なのですが、伺わせていただきたい。概ねうまくいっているようである、あるいは、こういった点に課題があるようだということについて、ここで紹介できることがあればお聞かせ願いたいと思います。

もう1点は、大学でもそうなのですが、新入生が今どうしているかというところが気になるところです。つまり、小1、中1、高校1年生ですね。普通では、新入生というのは学校に来て人間関係を作るということで、授業の受け方とか、生活の仕方を自然に身に付けて、学校に適応していくものだと思うのです。それができない状況で、新入生をいわば孤立した状況に置かざるを得ない状況がありますが、今後の新入生の学校適応において、かなり大きな問題につながりかねないのではないかという危惧を持っています。連絡ツールが電話しかない中で、大変難しいとは思いますが、現時点で何らかの手当をされているか、それとも

検討しようとしているかというところをお聞かせいただければと思います。

○**学校教育部長** 1点目のところなのですが、当然2か月間学校に出てこられないという状況なので、通常通り順調ですとかたちにはならないだろうと思っています。各学校の方で、今回期間を定めてということもありますし、それ以前でも、状況に応じて子どもたちと連絡を取ってということをやっておりますので、なんとか子どもたちを支えられている状況にはあるのかなと思います。それは、それぞれのご家庭の中で工夫をされながら支え、各学校でもいろいろな工夫をしながらサポートをして、という状況なのかなと。ただ、今の状況がベスト、あるいはずっと続くかという、厳しくなってきたということがありますので、引き続きサポートを充実させながら支援をしていく必要があると思っています。今後さらに各学校が子どもたちに連絡を取る中で見えてきた問題について、個別あるいは全体に対して支援をしていく必要があると考えています。

2点目の新入生についてですが、非常に大きな問題だと考えています。残念ながら今の段階では、新入生同士の間関係をつくっていくところまでは、取組は難しいのが現状です。ただ、個々の子どもたちが学校とつながっているという信頼感を持ってもらおうということで、各学校の方でも新入生の方を優先しながら電話で連絡を取ったり、サポートを進めているところです。どうやって相互の間関係をつくっていくのか、というのは次の段階のところということで、検討してまいりたいと思います。

○**児童生徒担当部長** 2点目の補足をさせていただきます。新入生の心のケアという意味では私どもも非常に心配しておりますけれども、実は新入生だけではなくて、例えば、中学3年生、高校3年生、受験を控えているお子さんが非常に不安を抱えているだろうと。それから、正式な通知がきておりませんが、インターハイや中体連が中止になるという見込みの報道があったり、部活に一生懸命取り組んでこられたお子さんたちが非常に大きな不安を持たれているだろうということで、さまざまな想定をしております。スーパーバイザーのスクールカウンセラーやセラピストと相談しながら、教職員向けの子どもたちの心のケアの資料等をいくつか出してきましたけれども、その中に新入生の子どもたちにこの後どのような心配なことが起きるのか、ということ想定しながら資料を作成して学校に示していきたいと思っています。

○**佐藤委員** ありがとうございます。よろしくお願いたします。

○**教育課程担当課長** 若干補足をさせていただきますけれども、今、学校と保護者、子どものつながりというところでのケアが、新入生も含めて必要だろうという新たな視点をいただきましたので、それも踏まえながら対応してまいりたいと思います。

例えば、小学校のある事例では、1年生の担任の先生が子どもたちと出会ったばかりで子どもたちも不安だろうということで、担任の先生の写真を付けた応援メッセージをホームページに掲載する取組があったり、中学校では、先生方が実際に出演して、運動することを促すような動画を掲載するというような、各学校の創意による取組も徐々に生まれ始めていますので、私どもの方で、取組事例として学校に紹介するなどして、各学校で使えるツールはありますので、さまざまなものを各学校で工夫していただく余地もありますので、市教委に対して全体でやることと、学校としてやっていただくことと、合わせ技でミックスしながら、手厚い支援をするように心がけていくようにしていきたいと思います。

○**佐藤委員** ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

○**中野委員** 私から1点なのですが、相当程度授業の期間が短縮されて、休校が明けたとして、これを取り戻すには相当な時間が必要だと考えられるのですが、冬休みや夏休みのある程度の短縮が必要だと思います。休みをどの程度短縮するとか、しないということは裁量で決まるものなのか、ある程度何日を設けなければならないといった決まりがあるのか、そういった将来についての展望をお聞かせ願えればと思います。

○**学校教育部長** 夏・冬休みの長期休業については、基本的には学校管理規則の中に50日という決めはあるのですが、規則の中で、校長の裁量で一定、長期休業日を授業日に変えることができるというところがございますので、現状はお話があったとおり、50日を確保するのが難しい状況であろうということ踏まえ、今後どのぐらいの臨時休業になるのかというところもありますが、一定程度教育委員会の方でラインを示しながら、ということが必要になると考えています。

○**中野委員** 先ほど受験生という言葉が出たものですから、受験生となると長期休業中は学習塾等いろいろなことがあると思うのですが、夏休みが全部潰れてしまうとか、相当短縮されてしまう場合、お子さんと保護者の方がどちらを選ぶのかという問題が起こらないかと思いました。個々の学校長が決めるということではなくて、市教委として、期間を示すと理解してよろしいですか。

○**学校教育部長** 新型コロナウイルスに関わってということがありますので、一定程度教育委員会の側で示す必要があると考えています。

○**長谷川教育長** 他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○**長谷川教育長** それでは、報告第1号につきましては、以上です。

◎**報告第2号 議会の議案についての市長への意見の申出に係る臨時代理について**

○**長谷川教育長** 続きまして、報告第2号は、議会の議案についての市長への意見の申出に係る臨時代理についてです。

事務局からご説明をお願いいたします。

○**生涯学習部長** 報告第2号「議会の議案についての市長への意見の申出に係る臨時代理について」ご説明いたします。

札幌市の新型コロナウイルス感染症に係る対策につきましては、4月2日に開会した第1回臨時市議会におきまして、補正予算案を提案した後、翌3日の本会議において可決されております。

当該補正予算案につきましては、教育費予算も含まれることから、本来であれば「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、教育委員会会議にお諮りし、補正予算案に対する教育委員会の意見を市長に述べるものでございましたが、市長の議案作成までに教育委員会会議を開催するいとまがございませんでした。

このため「札幌市教育委員会事務委任等規則」第3条、臨時代理の規定により、長谷川教育長が臨時に教育委員会を代理して、別紙意見書のとおり意見を述べましたのでご報告させていただきます。

それでは、今回の補正予算の概要について御説明いたします。今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための予防体制強化として、市立学校及び幼稚園の教職員や保健室用のマスク並びに消毒液の購入に係る経費を計上したものでございます。

報告の次のページにございます、「令和2年度一般会計補正予算案について」の「歳入歳出予算」をご覧願います。歳入の「子育て支援対策事業費」と、歳出の「学校保健費」は関連するものでございます。

まず、歳入の「子育て支援対策事業費」は、市立幼稚園で使用するマスクと消毒液の購入に係る費用につきまして、北海道からの補助金の交付が見込まれることから、北海道支出金の相当額を計上しております。

次に、歳出の「学校保健費」ですが、こちらは、全市立学校及び幼稚園の教職員約1万人が使用するマスク及び保健室用マスクの購入に係る費用と、同じく全市立学校及び幼稚園、計321校分の消毒液購入に係る費用を計上するものでございます。

マスクにつきましては、1日あたりの必要枚数は1万5千枚、3カ月分として1千万円、135万枚を、また、消毒液につきましては、マスクと同様、各施設3カ月分として6百万円を計上し、合わせまして、1千6百万円を補正予算額として計上いたしました。

以上で、ご説明を終わります。

○長谷川教育長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、ご質問やご意見等がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、報告第2号につきましては、以上です。

◎議案第1号 札幌市立学校の児童、生徒等の災害共済給付に係る共済掛金に関する規則の一部を改正する規則案

○長谷川教育長 続きまして、議案第1号は、札幌市立学校の児童、生徒等の災害共済給付に係る共済掛金に関する規則の一部を改正する規則案についてです。

事務局から説明をお願いします。

○学校教育部長 議案第1号について説明いたします。

本案は、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度に係る共済掛金に関し、国からの補助金を適正に受けるため、日本スポーツ振興センターからの要請に基づき、要保護児童生徒の共済掛金を規定する等の改正を行うものであります。

なお、この改正は、これまで運用で取り扱っていた事柄を規則に明文化するだけですので、保護者の負担額など、実質的な変更はありません。

まず、災害共済給付制度における掛金の概要について説明いたします。「参考資料」というインデックスが付いたページをご覧ください。

災害共済給付制度は、学校の管理下において児童生徒が怪我等をした場合、日本スポーツ振興センターから医療費等が給付される保険給付事業であり、制度の運営は、加入者から徴収する掛金を財源として行われております。具体的な掛金の金額については、中ほどの(2)のイの表に記載しているとおりです。この金額が日本スポーツ振興センターに支払う1人当たりの掛金です。

学校設置者は、政令で定める範囲内で、加入する児童生徒の保護者等から、掛金額の一部を徴収することとされております。

例えば、小中学校の一般児童生徒の場合は、1人につき920円を支払う必要がありますが、この920円を学校設置者、すなわち札幌市が全額負担するのではなく、その一部は保護者に負担していただくこととされております。札幌市では、920円のうち460円を保護者に負担していただき、残り460円を札幌市が負担しております。

保護者に負担していただく金額については、今回改正案を上げさせていただいている「札幌市立学校の児童、生徒等の災害共済給付に係る共済掛金に関する規則」において定めております。

一方で、保護者の負担額については、経済的理由で納付が困難と認められる場合は、これを徴収しないことができることとされており、この場合、センターに支払う掛金は、学校設置者が全額負担することになります。

札幌市では、義務教育部分に相当する小中学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校小学部、中学部の児童生徒については、生活保護または就学援助を受けている世帯からは、保護者負担額を徴収せず、札幌市が全額負担しております。

次に、掛金に係る国からの補助についてご説明いたします。ページをめくっていただき、参考資料の2ページ目をご覧ください。

先ほどお話ししましたとおり、経済的理由により保護者負担額を徴収しない場合は、札幌市が全額負担することになりますが、この場合、義務教育諸学校のうち、義務教育部分の生活保護世帯及び就学援助世帯については、本来保護者が負担すべきであった金額の一部を、国が予算の範囲内で補助することとされております。

このため、先ほどの例では、920円全額を札幌市が一旦負担しますが、本来保護者が負担するはずだった460円については、その一部を国が補填してくれます。この補助金は、日本スポーツ振興センターが国に請求して、国がセンターに支払い、センターが学校設置者に配分するという流れになります。資料の2番には、そのようなことを記載しております。以上のことを前提といたしまして、今回の

規則改正の経緯ですが、資料の3番についてです。

先の日本スポーツ振興センターに対する会計検査院の検査において、本来の保護者負担額が規定されていない場合は、保護者負担額がゼロと解されることから、補助を受けることはできない、という指摘を受けたところです。この指摘を受け、要保護児童生徒等についても本来の保護者負担額を規則等で定めていない場合は、これを定めた上で、要保護児童生徒等については保護者負担額を徴収しないことを明示する旨の規程整備を行うよう、日本スポーツ振興センターから要請があったものです。

札幌市の場合は、現行の規則では生活保護を受けている世帯に係る保護者負担額を規定しておらず、このままでは今後、国からの補助を受けることができなくなると判断されたため、所要の規則の改正を行うこととしたものです。

それでは、具体的な改正の内容について説明をさせていただきます。新旧対照表とインデックスの付いたページをご覧ください。表の左側が現行の規則、右側が改正後の規則の案です。

左側の、表になっている部分の上から2行目をご覧ください。こちらは小中学校の場合の保護者負担額ですが、この規定では、生活保護の世帯については、本来の保護者負担額を定めておりません。

実際は、運用上、生活保護世帯は20円を本来の保護者負担額としており、日本スポーツ振興センターでもこの額を保護者負担額として国に補助金の請求をしていましたが、先ほどご説明したとおり今後は規則等に保護者負担額を明示しなければ、補助金を受けられなくなってしまいます。

そこで、右側の改正後の表のとおり、小中学校の場合で言いますと、2段に分けて、まずは要保護以外、すなわち一般世帯と就学援助世帯の場合は460円、要保護世帯、すなわち生活保護世帯の場合は20円と本来の保護者負担額を明示します。

その上で、表の上のアンダーラインの部分になりますが、義務教育諸学校のうち法第29条第2項、すなわち生活保護世帯と就学援助世帯については、保護者負担額を徴収しないことができる、という規定の仕方に改める、というものでございます。以上が改正の内容です。

繰り返しになりますが、今回の改正は国からの補助を適切に受けるための規定整備であり、この改正によって保護者の負担額が変わることはありません。また、生活保護及び就学援助を受けている世帯からは保護者負担額を徴収しない、という取扱いも含めまして、これまでと変わることは一切ございません。

最後に、これらの改正の施行日については、交布の日から施行することといたします。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○長谷川教育長 ありがとうございます。

なかなか分かりにくい規則改正ですが、会計検査院から指摘があって、新旧対照表の右側のように改正をしなければ補助の対象にならないので直したということでございます。

このことを踏まえて、ご質問がありましたらお願いいたします。

○佐藤委員 実態に合わせたということですので、結構でございます。

○長谷川教育長 よろしいでしょうか。それでは、議案第1号につきましては、提案通りとさせていただきます。

◎議案第2号 札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則案

○長谷川教育長 続きまして、議案第2号は、札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則案についてです。

事務局から説明をお願いします。

○生涯学習部長 議案第2号 札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則案についてご説明いたします。それでは、議案書にインデックスで「資料」と付けられたページをお開きください。

「令和2年第8回教育委員会会議 提出議案の概要について」という表題が付いておりますが、こちらに沿って説明させていただきます。

地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されたことにより、今年の4月から制度が始まった、いわゆる「会計年度任用職員」について、市長部局の会計年度任用職員の規則の改正が行われたことに伴い、教育委員会が任命権者となる会計年度任用職員の規則についても、同様の改正を行うため、本件議案を提出するものです。

具体的な内容については、「2 規則案の概要」をご覧ください。2点ございますが、1点目は夏季休暇の改正でございます。夏季休暇は「夏季における心身の健康の維持及び増進等の場合に取得することができる特別休暇」であり、原則6月から9月まで取得できる休暇ですが、現行は、取得できる要件について詳細な規定がございませんでした。そこで、市長部局において、国の非常勤職員との均衡を考慮して、取得要件等の規定が新たに定められたところです。具体的には、「(1) 取得要件」について、任期が6月以上の職員であることとなりました。また「(2) 取得可能日数」についても、表のとおり、勤務日数に応じた夏季休暇が付与されることとなりました。

2点目の生理休暇の改正につきましても、他都市の状況を考慮し、生理休暇を柔軟に取得できるよう、市長部局において規定が改正されました。具体的には、「(1) 取得期間」について、「1回につき連続する2日の範囲内」としていたところ、「1回につき連続する3日の範囲内で2日以内」で取得できることになりました。また「(2) 取得単位」につきましても、取得単位は「1日」のみとしていたところ、「半日」単位により取得可能になりました。なお、半日単位は会計年度任用職員のうちフルタイムで任用される者、学校であれば例えば欠員代替の調理員や栄養士のみ取得可能となっています。

市長部局において、このような改正が行われていることを踏まえ、市長部局の会計年度任用職員との均衡を考慮して、教育委員会が任命権者となる会計年度任用職員についても、同様の改正を行うものであります。この規則案の施行期日は公布の日からとしております。

規則案の内容につきましては以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○長谷川教育長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、ご質問やご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 よろしいでしょうか。それでは、議案第2号につきましては、提案通りとさせていただきます。

○長谷川教育長 議案第3号、報告第3号につきましては、公開しないことといたしますので、傍聴の方は恐縮ですが、ご退席をお願いいたします。

[傍聴者は退席]

以下 非公開